

## よくあるご質問

Q 事業期間が4月1日～翌3月31日までで、その間の仕入れに係る消費税等については、事業期間終了後2か月以内に確定申告している。補助金の交付決定は令和2年4月1日（令和2年度中）に行われたが、補助金の支払いは令和3年5月1日（令和3年度中）に行われている。この場合、どの年度の確定申告の内容を使用して返還金を計算すればよいか

A 上記の場合、令和2年度の確定申告の内容を使用し、補助金に係る消費税等の仕入控除税額を計算することとなります。補助金に係る消費税等の仕入控除税額とは、補助金によって賄われたはずの仕入れにかかる消費税等を、確定申告の際に控除することで、実質的に消費税等が補助金により賄われていない状況が発生するため、市へ補助金の一部について返還を求める制度です。つまり、返還金を計算するうえでは、補助金に係る仕入れに係る消費税等を、どの年度の確定申告により仕入税額控除したかが基準となります。

Q 免税事業者で、返還金は発生しないが、報告書の提出は必要か

A 厚生労働省の通知により、返還金がない場合でも、報告を求めることとされています。免税事業者、簡易課税方式での確定申告、特定収入が5%を超える場合など、返還金が発生しない場合であっても、報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

Q 補助金に係る仕入れに係る消費税等を、交付決定の翌年度以降に確定申告する予定だが、今回の期日までに提出するものはあるか

A 本市要綱上、確定申告後速やかに報告を行っていただくこととさせていただいております。交付決定の翌年度以降に確定申告する場合、今回の期日までにご提出いただく書類はございませんが、どの年度の確定申告に補助金に係る仕入れに係る消費税等を確定申告するかを期日までにご連絡いただき、確定申告後速やかに報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

Q 補助金を受けて整備した建物について、一部が完成したことにより引き渡しを受けた部分を一旦建設仮勘定とし、全ての引き渡しを受けた日の課税期間における課税仕入として処理している場合はどのように報告したら良いか

Q 建設仮勘定とした年度については、理由を明記したうえで0円として報告し、課税仕入れとして確定申告した年度の申告内容を基に、建物仮勘定と合算して返還金を計算してください。

Q 補助金等に係る消費税等の仕入控除税額を市へ報告した後、税務署に確定申告の内容を修正したため、返還金額が変更になるが、修正の報告は必要か。

A 補助金等に係る消費税等の仕入控除税額の金額が変更になる場合、市から差額を返還するか、市から差額を請求するかの手続きが必要になりますので、担当にご連絡いただき、変更になった確定申告の内容を基に、報告金額の修正を行ってください。

消費税等 = 消費税及び地方消費税